

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程を次のように改正する。

2016年（平成28年）3月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2016年（平成28年）4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、新行政不服審査法の施行に伴い、市民相談情報センター職員に補助執行させる事務に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小 竹 伊 津 子

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を
改正する規程

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和42年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に規定する行政文書の公開の請求の受付をすること。

第4条第2号オを削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(市民相談情報センター職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市市民自治部市民相談情報センターの職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に規定する<u>行政文書の公開の請求の受付</u>をすること。</p> <p>(2) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)に規定する次に掲げる事務</p> <p>ア 自己を本人とする管理情報の開示の請求の受付をすること。</p> <p>イ 自己を本人とする管理情報の訂正の請求の受付をすること。</p> <p>ウ 自己を本人とする管理情報の利用の停止又は消去若しくは廃棄の請求の受付をすること。</p> <p>エ 自己を本人とする管理情報の目的外のための利用又は提供の差止め又は中止の請求の受付をすること。</p>	<p>(市民相談情報センター職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市市民自治部市民相談情報センターの職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に規定する<u>次に掲げる事務</u></p> <p>ア <u>行政文書の公開の請求の受付</u>をすること。</p> <p>イ <u>行政文書の公開の請求に対する諾否の決定に係る行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立ての受付</u>をすること。</p> <p>(2) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)に規定する次に掲げる事務</p> <p>ア 自己を本人とする管理情報の開示の請求の受付をすること。</p> <p>イ 自己を本人とする管理情報の訂正の請求の受付をすること。</p> <p>ウ 自己を本人とする管理情報の利用の停止又は消去若しくは廃棄の請求の受付をすること。</p> <p>エ 自己を本人とする管理情報の目的外のための利用又は提供の差止め又は中止の請求の受付をすること。</p> <p>オ <u>アからエまでに掲げる請求に対する諾否の決定に係る行政不服審査法による不服申立ての受付</u>をすること。</p>